

3. 緩和ケアにおける教育

C. 薬剤師教育—緩和薬物療法認定薬剤師の認定制度を中心に

加賀谷肇

(明治薬科大学 臨床薬剤学研究室)

はじめに

緩和医療における薬剤師のこの 10 年の歩みを考えると、がん対策基本法が成立した 2006 年頃から緩和医療にフォーカスを当てた薬剤師の学会を立ち上げたいという機運が高まり学会設立の検討が始まった。当時、緩和ケアチームは徐々に増えつつあったが、薬剤師が参加しているチームはまだ少なかったと思う。しかし、チーム医療を推進するためには、幅広い薬学の知識を補い、困難な症状や薬剤の副作用に立ち向かう必要があり、現場の薬剤師からアドバイスやチームへの参画を求めている医師や看護師も沢山いた。1996 年に設立されている日本緩和医療学会の理事会においても学会設立を承認していただき、2007 年 3 月 24 日に鈴木勉代表理事（星薬科大学名誉教授）を代表者として「日本緩和医療薬学会」が設立された。

学会発足の主な目的は、わが国においてますます高まる緩和医療の重要性を鑑み、保険薬局薬剤師、病院薬剤師、薬学研究者の連携強化を図り、緩和医療における薬物療法の推進と充実、さらには大学での薬学教育と企業での研究・学術研究の進歩発展などであった。

緩和医療における薬剤師の参画

緩和医療は、ホスピス、緩和ケア病棟、一般病棟、在宅が主な医療現場となっているが、わが国ではホスピス・緩和ケア病棟の絶対数はまだまだ少なく、国は 2002 年に「緩和ケア診療加算」を設け、一般病棟の入院患者に対して緩和ケアチーム加算が設定された。さらに在宅における緩和ケ

アの充実を目指して、2006 年には「在宅療養支援診療所」が新設された。しかしながら、当時在宅での緩和ケアなどは受け皿の絶対数が少なく、限られた患者がこの恩恵を受けられているのが実情であった。在宅療養では医療・福祉の連携がきわめて重要で、地域における連携、システム作りが急がれているが保険薬局の薬剤師の一部にはすでに取り組みを始めている者もいた。

緩和医療における薬剤師の診療報酬上の評価においても 2008 年 4 月の改定において、緩和ケアチーム加算の算定要件に専任薬剤師の配置が加えられた。また、保険薬局薬剤師は居宅医療支援からがん患者を痛みから解放するためにその役割を担っていることも評価され、麻薬管理指導加算も引き上げられたことは特筆すべきことである。

緩和薬物療法認定薬剤師認定制度の構築

日本緩和医療薬学会では、日本緩和医療学会の役員に顧問や監事として就任していただき、また、支援会員としてこの分野の第一人者の医師、看護師に加入いただいているのも本学会の特徴である。学会設立後最初に着手したことが、緩和薬物療法認定薬剤師の養成と認定事業で、認定委員会、試験委員会が中心となり認定試験制度、認定薬剤師認定制度が構築された。2010 年には第 1 回緩和薬物療法認定薬剤師の認定が開始された。2012 年より薬剤師の判断力・態度を磨くことを目的に PEOPLE (Pharmacy Education for Oncology and Palliative care Leading to happy End of life) プログラムがスタートし、グループワークとロールプレイを中心とした医療現場での対応能力の養成を進めている。緩和薬物療法認定薬剤師の認定

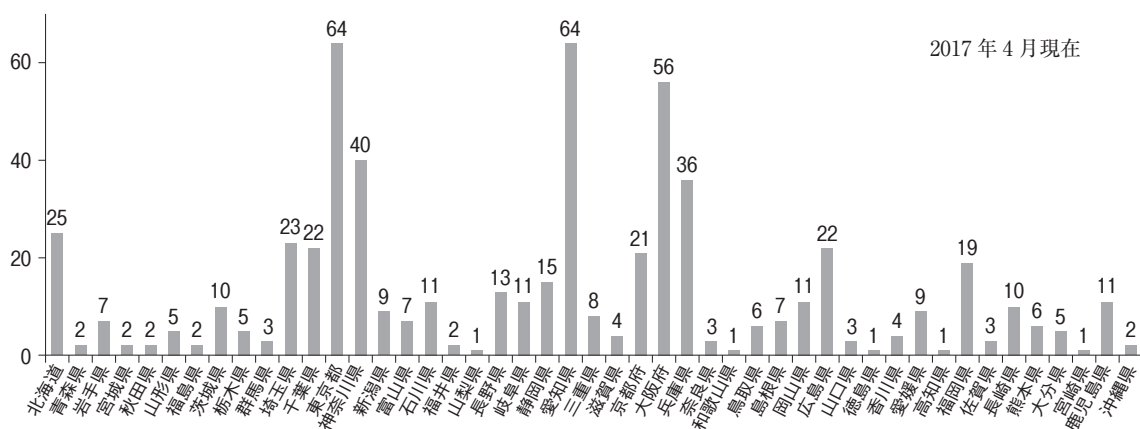


図1 都道府県別の緩和薬物療法認定薬剤師数（595名）

は5年ごとの更新を義務付け、更新するまでの期間中に PEOPLE プログラムの受講を義務付け、2015年から更新制度が開始された。

2017年4月現在、595名（取得5年の更新者も含む）が全国都道府県に網羅され活躍されている。

緩和医療を担う薬剤師の教育・育成

全国各地で開催される緩和ケア関連の研修会や講演会では、薬剤師を対象としたもの、チーム医療の実践を目指したものなど数多く開催されており、日本緩和医療薬学会では認定のための単位として申請され、認定委員会で認めた研修会等には単位認定をしている。

2013年には緩和薬物療法認定薬剤師を目指す薬剤師や実践薬剤師のための教科書を学会で編集し「緩和医療薬学（南江堂2013年刊）」を出版した。また、トワイクロス先生の著書の翻訳版權を学会として取得し、「トワイクロス先生の緩和ケア処方薬（医学書院）」を発刊し、2017年には第2版を出版した。

学術大会の開催時には教育セミナーが開催され、年々受講希望者が増え2017年開催の第11回年会では受講者が1,000人を超える状況である。

薬剤師の卒前教育も大きく変わり、特筆すべきは薬学教育が2006年より6年制が導入された。それに伴い薬学教育モデル・コアカリキュラムが策定され、2015年入学生からは改定がなされ、

医療薬学の分野に「がん終末期医療と緩和ケア」が新設されている。

卒前教育においても緩和ケア教育、コミュニケーションスキル教育に緩和ケアを題材にした内容が織り込まれるようになっている。

また、緩和医療薬学会では緩和医療に関する広範な知識・技能および態度を備え、より質の高い緩和医療の実践に貢献できる「緩和医療専門薬剤師」の養成・認定事業を構築中である。医療法で認められた広告できる専門薬剤師制度を目指している。

今後の課題

緩和医療において薬剤師が欠くことのできない存在になるためには、緩和医療の知識・技能・態度を習得した薬剤師を育成することに尽きる。より専門性の高い薬剤師の養成には、日本緩和医療学会と足並みを揃えて日本緩和医療薬学会が中心となり、緩和薬物療法認定薬剤師を養成し、将来的には緩和医療専門薬剤師や学会としての教育活動ならびに社会に向けた薬剤師の緩和医療に対する啓発活動などを通してもっと薬剤師の貢献を示していく必要があると考えている。

薬剤師の専門性を踏まえた今後の課題を以下に要約すると、

- ①薬剤師の専門性向上のための教育プログラムの構築
- ・緩和医療学会との共同開発

- ・緩和医療薬学会での教育プログラムの拡充
- ②緩和ケアコンサルテーションチーム薬剤師の養成
 - ・薬剤師を緩和ケア専任・専従とするための人的環境整備
- ③在宅緩和ケア支援薬剤師の養成
 - ・保険薬局薬剤師の教育育成

- ④緩和ケアの実地研修のあり方の検討を要する

医療チームにもっと積極的にに関わり、薬剤師の視点から臨床薬学的アプローチを通してチーム医療を担う気概を持った人材を養成しなければならないと考えている。